

1. 件名：高浜発電所3号機 使用済燃料ピットエリア監視カメラの動作不能に伴う運転上の制限からの逸脱について

2. 日時：令和4年6月9日 14時00分～14時25分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、山中原子力運転検査官、林原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

高浜発電所 運営統括長他 12名

5. 要旨

(1) 関西電力から、令和4年6月7日に発生した高浜発電所3号機のA-使用済燃料ピット（以下「SFP」という。）エリア監視カメラの動作不能に伴う運転上の制限からの逸脱事象について、面談資料に基づき説明があった。主な説明は、以下のとおり。

- 令和4年6月7日10時30分頃、保安規定に基づくA-SFPエリア監視カメラの動作確認を実施した結果、画像が表示されないことを確認した。この結果、SFPエリア監視カメラ2個のうち1個が動作不能となり、保安規定第85条で要求される2個動作可能であることを満足しない状況となったことから、同日11時10分に運転上の制限を満足しないと判断した。
- 動作不能となったA-SFPエリア監視カメラを点検した結果、ビデオエンコーダ<sup>※</sup>の画像信号処理の異常が原因であることを確認した。
- このため、ビデオエンコーダを予備品と交換し、A-SFPエリア監視カメラによる監視機能が回復したことを確認したことから、同日17時55分、運転上の制限からの逸脱から復帰した。

※カメラからのアナログ画像信号をデジタル画像信号へ変換する装置

(2) 原子力規制庁は、説明を受けた内容について確認し、了承した旨伝えた。

6. 提出資料

資料：高浜発電所3号機 A-使用済燃料ピットエリア監視カメラの動作不能に伴う運転上の制限の逸脱について

以上